

お知らせ  
(総務省同時)

平成30年2月9日  
京都市行財政局  
(担当：税務部税制課)  
(電話：213-5200)

## 宿泊税条例を平成30年10月1日から施行します！

京都市では、国際文化観光都市としての魅力を高め、観光の振興を図るため、平成29年9月市会において、京都市宿泊税条例案を提案し、可決いただいた後、地方税法に基づき総務省と協議を行ってきました。

この度、平成30年2月9日に総務大臣から宿泊税新設の同意を得ましたので、平成30年10月1日から条例を施行し、宿泊税の課税を開始することをお知らせします。

### 1 総務大臣から同意を得た宿泊税の制度概要

目的	国際文化観光都市としての魅力を高め、観光の振興を図る
納税義務者	・旅館業法に定める旅館業を営む施設への宿泊者 ・住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業を営む施設への宿泊者
課税客体	・旅館業法に定める旅館業を営む施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業を営む施設への宿泊行為
税率	宿泊者1人1泊につき、宿泊料金が 2万円未満のもの 200円 2万円以上5万円未満のもの 500円 5万円以上のもの 1,000円 ※ 修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者は課税免除
納入方法	特別徴収（宿泊施設の経営者（＝特別徴収義務者）が、納税義務者である当該宿泊施設における宿泊者から税金を徴収し、納入する方法）

### 2 今後のスケジュール（予定）

平成30年 2月～ 宿泊税導入についての周知  
4月～ 宿泊事業者向けの説明会の開催  
10月 条例施行（宿泊税の徴収を開始）

#### (参考) 地方税法（抄）

第731条 道府県又は市町村は、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を課することができる。

2 道府県又は市町村は、法定外目的税の新設又は変更（法定外目的税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。）をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。